

別 冊

多久市地域防災計画

第4編 原子力災害対策

令和 7 年 6 月
多久市防災会議

目 次

第4編 原子力災害対策

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の周知徹底	2
第4節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における 防護措置の概要	2
第5節	災害の想定	4
第6節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	4

第2章 災害予防対策

第1節	基本方針	7
第2節	情報の収集、連絡体制等の整備	7
第3節	組織体制の整備等	8
第4節	緊急時モニタリング実施体制の確立	9
第5節	広域防災体制の整備	9
第6節	避難収容活動体制の整備	9
第7節	緊急搬送活動体制の整備	10
第8節	市民への的確な情報伝達体制の整備	10
第9節	原子力防災に関する住民に対する知識の普及・啓発	11

第3章 災害応急対策

第1節	基本方針	12
第2節	通報連絡、情報収集活動	13
第3節	活動体制の確立	14
第4節	緊急時モニタリング調査	15
第5節	屋内退避、避難等の防災活動の実施	15
第6節	飲料水、飲食物の摂取制限等	17
第7節	農林畜産物等の採取及び出荷制限	18
第8節	その他の災害応急対策	19

第4章 災害復旧対策

第1節	基本方針	20
第2節	放射性物質による環境汚染への対処	20
第3節	放射性物質の付着した廃棄物の処理	21
第4節	各種制限措置の解除	21
第5節	災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等	21
第6節	風評被害等の影響の軽減	22

第7節	心身の健康相談活動	22
第5章	複合災害対策	
第1節	計画の目的	23
第2節	災害予防対策	23
第3節	災害応急対策	23

第4編 原子力災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 多久市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び減災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年11月1日改正）及び佐賀県地域防災計画に基づいて作成したものである。

市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備するものとする。

2 多久市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「多久市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「多久市地域防災計画（第1編総則、第2編風水害対策、第3編地震対策）」によるものとする。

また、計画を作成又は修正するに当たっては、佐賀県地域防災計画と整合性を図るとともに、必要な事項については、市において具体的な計画を定めておくものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画の見直し等により修正の必要があると認められる場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、防災対策に万全を期すものとする。

第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえ、県においては以下のとおり規定している。

1 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに於いて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を発電所からおおむね半径5kmの円内を含む以下の地域とする。

対 象 地 域	
玄海町	外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藺地区、仮屋地区、石田地区
唐津市	肥前町（京泊地区）、 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区うしお台地区）、 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区）

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）に基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

緊急事態区分の概要

区分	対象事象等	概要
警戒事態	警戒事象(特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等)が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者※の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	特定事象(原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象)が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態)が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※ 「施設敷地緊急事態用避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間かかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Z外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

2 緊急防護措置を準備する区域(Urgent Protective action planning Zone。以下、「U P Z」という。)及びU P Zにおける防護措置の概要

U P Zは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L、O I Lに基づき緊急時防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を発電所からおおむね半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域とする。

対 象 地 域	
玄海町	P A Zを除く全域
唐津市	P A Zを除く全域
伊万里市	全域

なお、玄海原子力発電所1号機及び2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成30年2月及び令和2年12月の冷却告示において定められている。

この告示により、1号機及び2号機における原子力災害対策重点区域は発電所からおおむね5km

の円内がUPZとなり、3号機及び4号機におけるPAZと同一の範囲となる。

UPZにおいては、原子力緊急事態となった際にはEALに基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

また、UPZにおいては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

なお、UPZ外の地域においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が環境へ放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。その後、緊急時モニタリングによる測定結果をOILと照らし合わせ、必要に応じて避難や一時移転等の防護措置を実施するものとする。

3 地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町等

地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町は、PAZ又はUPZの範囲に含まれる玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）とする。

なお、玄海町及び関係周辺市以外の市町（以下「その他市町」という。）においても、緊急時モニタリング及び必要な情報伝達等の対策を行うこととし、また、避難者の受入を行うこととなることから、各市町における地域防災計画の適切な箇所に緊急時モニタリングの活動への協力、情報伝達・広報活動、避難者の受入等に係る事項を記載するものとする。

第5節 災害の想定

市は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国及び県の指導、助言並びに原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

また、原子力災害の状況によっては、「玄海町、関係周辺市」において処理すべき事務又は業務についても考慮しておく必要がある。

【処理すべき事務又は業務の大綱】

1 市

所 掌 事 項
ア 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関すること
イ 教育及び訓練の実施に関すること
ウ 他の市町との相互応援に関すること
エ 事故発生時における国、県等との連絡調整に関すること
オ 災害に関する情報収集、伝達及び広報に関すること
カ 緊急時モニタリングへの協力に関すること
キ 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限に関する こと
ク 行政機関、学校等の退避に関すること
ケ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に 関すること
コ 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること
サ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
シ 要配慮者対策に関すること
ス 汚染飲食物の摂取制限に関すること
セ 汚染農林水産物等の出荷制限等に関すること
ソ 文教対策に関すること
タ 放射性物質による汚染の除去に関すること
チ 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること
ツ 各種制限措置の解除に関すること
テ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること
ト 風評被害等の影響の軽減に関すること
ナ その他災害対策に必要な措置に関すること
ニ 玄海町、関係周辺市の住民等の避難受入に係る協力に関すること

2 県

所 掌 事 項
ア 原子力防災体制の整備に関すること
イ 通信施設及び通信連絡体制の整備に関すること
ウ 緊急時モニタリング施設及び体制の整備に関すること
エ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること
オ 環境条件の把握に関すること
カ 原子力防災に関する知識の普及啓発に関すること
キ 教育及び訓練の実施に関すること
ク 事故発生時における国、市町等との連絡調整に関すること
ケ 国等から派遣される専門家等の受入及び調整に関すること
コ 自衛隊の災害派遣に関すること
サ 他の都道府県との相互応援に関すること
シ 災害に関する情報収集及び伝達に関すること
ス 緊急時モニタリングの実施に関すること

- | | |
|---|-------------------------------------|
| セ | 市町長に対する住民等の退避及び避難並びに立入制限の指示・助言に関する事 |
| ソ | 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関する事 |
| タ | 被ばく者の診断及び措置に関する事 |
| チ | 行政機関、学校等の退避に関する事 |
| ツ | 市町長に対する汚染飲食物の摂取制限の指示等に関する事 |
| テ | 市町長に対する汚染農林水産物等の出荷制限の指示等に関する事 |
| ト | 災害時の交通及び輸送の確保に関する事 |
| ナ | 要配慮者に関する事 |
| ニ | 災害時の文教対策に関する事 |
| ヌ | 放射性物質による汚染の除去に関する事 |
| ネ | 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事 |
| ノ | 市町長に対する各種制限措置の解除の指示に関する事 |
| ハ | 風評被害等の影響の軽減に関する事 |
| ヒ | その他災害対策に必要な措置に関する事 |

- 3 玄海町、関係周辺市及び消防署、警察署、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体及び防災上重要な施設の管理者等並びに原子力事業者に関しては、佐賀県地域防災計画（原子力災害対策編）及び多久市防災計画（総則、風水害対策編、地震対策編）に準ずる。

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備を中心に定める。

第2節 情報の収集、連絡体制等の整備

市、県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

(1) 県及び関係機関相互の連携体制の確保

市、県、原子力規制委員会、内閣府、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及びその他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、県は、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、情報の収集・連絡の方法についてあらかじめ定め、事業者、関係機関等に周知しておくものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

県及び県警察は、機動的な情報収集活動を行うため、国、玄海町及び関係周辺市と協力し必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

(3) 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

市、県、県警察、玄海町及び関係周辺市は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、玄海町、関係周辺市内の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(4) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力災害の状況や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう努める。

(1) 防災行政無線

市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の管理に万全を期すとともに、原子力災害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

(2) 通信手段、経路の多様化

ア 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

イ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

ウ 多様な情報収集、伝達システム

県及び県警察は、被災現場の状況を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプター

テレビ伝送システム等の整備及び円滑な活用が図られるよう努める。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

エ 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社を含む。以下本編において同じ。）から提供されている災害時優先電話等の効果的な活用が図られるよう努める。

オ 電源喪失時の対応

市は、庁舎が停電した場合に備え、発電設備の充実を図り、無線電話、衛星携帯電話の活用に努める。

（３） 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用

市は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービス（株式会社 NTT ドコモが提供するエリアメール、KDDI 株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール）の活用促進を図る。

（４） 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る。

第３節 組織体制の整備等

市は、原子力災害時における不測の事態に備え、原子力災害時の対策活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な体制を整備する。

１ 災害情報連絡室

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生を認知した場合、若しくは、原子力事業者から「佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定書」第３条第１号又は第４条に基づく非常時又は異常時の連絡を受けた場合で、市長が必要と認めたときは、災害情報連絡室を設置し、その対応にあたるものとする。

災害情報連絡室の設置及び体制、並びに運営については、「第３編 地震対策」に準ずる。

２ 災害対策本部

市は、「原子力緊急事態宣言」が発表された場合で、市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、その対応にあたるものとする。

災害対策本部の設置及び体制、並びに運営については、「第３編 地震対策」に準ずる。

第４節 緊急時モニタリング実施体制の確立

市は、県が配置した緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施体制を確立するため、設備及び機器の維持管理に努め、要員の確保に努める。

１ 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と O I L に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評

価材料の提供にある。

2 平常時のモニタリングの実施

県は、緊急時における原子力施設からの放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

3 体制の整備

市は、県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町、関係隣接県、原子力事業者及び関係指定公共団体等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の確立を図る。

第5節 広域防災体制の整備

市、県及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、広域的な応援体制の整備に努める。

また、玄海町、関係周辺市との間で、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互に応援協定の締結に努める。

第6節 避難収容活動体制の整備

佐賀県地域防災計画では、玄海町、関係周辺市に対し屋内退避及び避難誘導計画の策定を義務付けている。

市は、玄海町、関係周辺市に居住する住民の避難先として収容体制の整備に努める。

1 指定避難所の指定等

市は、学校や公民館等の公共施設を対象に、その管理者の同意を得て指定避難所としてあらかじめ指定する。

また、要配慮者に配慮し、あらかじめ福祉避難所等の要配慮者に対応した避難先の確保に努めるものとする。

市が指定する指定避難所は、「第2編 風水害対策」に準ずる。

2 指定避難所、避難方法の周知

市は、避難者を受入れる指定避難所、避難方法について、日頃から市民への周知徹底に努める。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

市、県等の道路管理者は、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

1 道路管理体制等の整備

市は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保を行うため、緊急輸送路の確保体制の充実に努める。

第8節 市民への的確な情報伝達体制の整備

市、県、原子力規制委員会、内閣府及び原子力事業者は、市民に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達体制の整備

市は、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用に努める。

3 住民相談窓口設置体制の整備

市は、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、常時対応ができる体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、ホームページ、CATV、災害FM、緊急速報メールサービス等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第9節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発

市、県、原子力規制委員会、内閣府及び原子力事業者は、住民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避や避難に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 9 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること
- 10 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 11 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報に係る県からの情報提供があった場合の対応及び同法第15条に基づく緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

第2節 通報連絡、情報収集活動

1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。

また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県、玄海町及び関係周辺市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

イ 県からの連絡

県は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、その他市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

※【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】については県計画を参照

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故警戒本部は、県、玄海町及び関係周辺市に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。原子力規制委員会・内閣府原子力合同計画本部は、PAZ内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態用避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

イ 県からの連絡

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、玄海町、関係周辺市、その他市町、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、P A Zを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

ウ 玄海町及び関係周辺市からの連絡

玄海町及び関係周辺市は、原子力規制委員会又は県から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、P A Zを含む玄海町及び唐津市は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を行う。

※【警戒事態発生時の情報伝達経路】については県計画参照

(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、経済産業省、県、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 国からの連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直に行い、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、県、玄海町、県警察、その他関係機関及び公衆に連絡する。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故警戒本部は、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、県を通じ要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

ウ 国の専門官の確認等

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、原子力規制委員会、内閣府及び玄海町に連絡する。

エ 県からの連絡

県は、原子力事業者、原子力規制委員会、内閣府又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、玄海町、関係周辺市、その他市町、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、要請する。

なお、玄海町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、P A Z 内の住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとする。

オ 玄海町、関係周辺市からの連絡

玄海町及び関係周辺市は、原子力事業者、原子力規制委員会、原子力防災専門官又は県から通報、連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、玄海町及び唐津市は、必要に応じP A Z 内の住民への避難準備（施設敷地緊急事態要避難者の避難）情報の発令や輸送手段の確保等、住民の避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難を行う。

さらに、玄海町及び関係周辺市は、U P Z 内の屋内退避準備を行う。

なお、「火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）」の直接速報基準に該当する火災・災害等については、直接消防庁へ報告する。

※【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】については県計画を参照

※【全面緊急事態発生時の情報伝達経路】については県計画を参照

第3節 活動体制の確立

市及び防災関係機関は、原子力災害に対処するため災害対策本部を設置し、活動体制を確立する。

1 市の活動体制の確立

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態に係る情報の提供を受けた場合で、市長が必要と認めるときは、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

（1） 災害情報連絡室

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態に係る情報の提供を受けた場合で、市長が必要と認めるときは、災害情報連絡室を設置する。

また、設置に関しての構成及び配備要員、体制等に関しては、「第3編 地震対策」に準じて行うものとする。

（2） 災害対策本部

市は、全面緊急事態宣言の発表又は警戒事態若しくは施設敷地緊急事態による被害の影響を考慮した場合で、市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

また、設置に関しての構成及び配備要員、体制等に関しては、「第3編 地震対策」に準じて行うものとし、各部・各班の所掌事務に関しても同様とするが、原子力災害の特殊性に鑑み、以下の項目に関しては災害対策本部会議において決定するものとする。

【原子力災害時に処理すべき事務又は業務】

- ア 緊急時モニタリング調査
- イ 唐津市住民等の避難受け入れ
- ウ 汚染飲食物の摂取制限
- エ 汚染農林水産物等の出荷制限等
- オ 被爆者の診断及び措置への協力
- カ 放射性物質による汚染の除去
- キ 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- ク 各種制限措置の解除

- ケ 損害賠償の請求等に必要な資料の整理
- コ 風評被害等の影響の軽減
- サ その他、唐津市が処理すべき事務及び業務のうち、災害対策本部において必要とされた事項

※上記の項目に関しては、第1章第7節の規定より抜粋しているが、災害の規模によっては「唐津市」等の地域防災計画を参考に処理すべき事務について考察する必要がある。

第4節 緊急時モニタリング活動

市は、県の緊急モニタリング本部から、「緊急時モニタリング」活動が指示された場合は、可搬型モニタリングポストをあらかじめ指定した場所に設置し、放射線量のモニタリングを開始する。

第5節 屋内退避、避難等の防災活動の実施

1 市民の屋内退避及び避難

市は、市民に対し、国若しくは県の指示又は独自の判断により必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退き指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携して国に要請するものとする。

2 O I Lに基づく避難等

緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合は、市は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

3 避難者の受入れ

市は、避難を受け入れる場合、唐津市の避難計画に定める避難所を提供し、「原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書」の規定に基づき避難所において唐津市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

避難等に関するO I L

	基準 の 種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概 要
緊急 防 護 措 置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含

		住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準		む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000cpm※4 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等

県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を指示する。

国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水、飲食物等の検査を実施する。

また、県は、国の指示及び要請に基づき、放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示、要請及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種防度測定及び必要な摂取制限等必要な措置をとるよう市に指示する。

市は、国の指示、要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種防度測定及び必要な摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

飲食物摂取制限に関するOIL※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元	1Bq/kg	10Bq/kg

素のアルファ核種		
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※1 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency. 以下、「IAEA」という。）では、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
（出典：原子力災害対策指針 表 3）

2 飲料水、飲食物の供給

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて、住民への応急給水等の措置を講じる。

県は、飲食物の摂取制限等の措置を指示した場合において、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、地域防災計画第 2 編風水害対策及び第 3 編地震・津波災害対策に基づいて、市の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

第 7 節 農林畜産物等の採取及び出荷制限

県は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえ、市に対し、農林畜産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に下記の措置をとることを指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

- （1）農作物の作付け制限
- （2）農林畜産物等の採取、漁獲の禁止
- （3）農林畜産物等の出荷制限
- （4）肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- （5）その他必要な措置

市は、農林畜産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、上記の措置を講じるよう指示する。

市は、上記の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

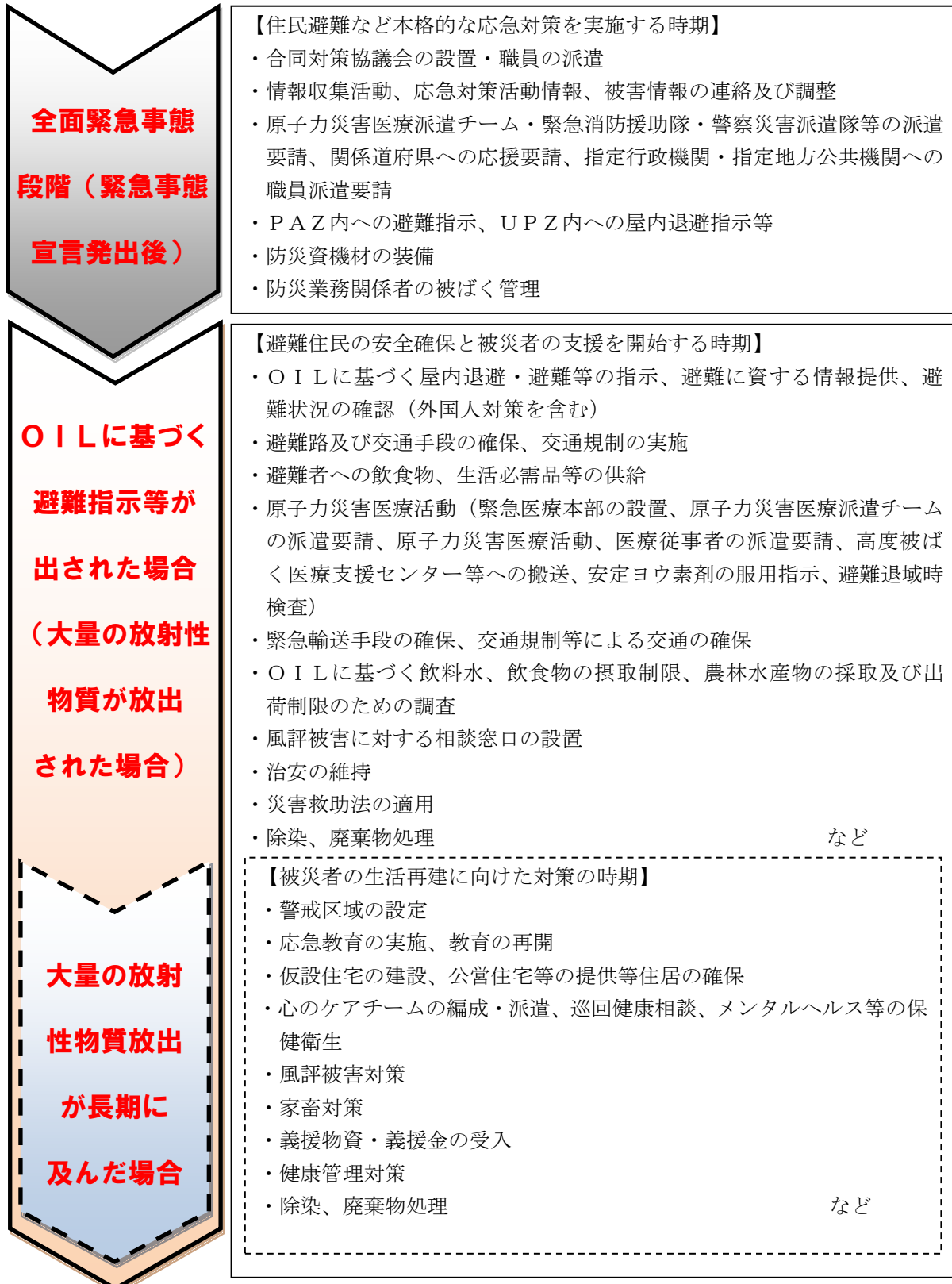
県は、市の協力を得て、制限物品が流通した場合に市民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

第8節 その他の災害応急対策

医療活動、情報伝達、救助・救急、教育対策等その他の災害応急対策に関しては、必要に応じて、県、玄海町、関係周辺市の地域防災計画を参考に、対策を講じるものとする。

【参考：災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール】

原子力災害対策に係る県災対本部の応急対策の着手時期より抜粋



第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

市、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び市民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県及び市に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、市からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

1 除染の実施

市、県、その他防災関係機関及び市民は、避難指示があった地域以外に関する除染にあたっては、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。
- (4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

第3節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

市、県、国その他原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

市及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ

周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

市及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を市に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等

市及び県は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

1 影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

2 災害対策措置状況の記録

県及び市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

3 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第6節 風評被害等の影響の軽減

国、県及び市は、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第7節 心身の健康相談活動

市、県、国、医師会等は、国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、市民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

県は、市及び防災関係機関の協力を得て、国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

第5章 複合災害対策

第1節 計画の目的

本章は、東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生し、個別の災害のいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本章においては特に、応急対策にあたるうえでの留意点を整理することを目的とする。

第2節 災害予防対策

各編の災害予防対策の定めるところによる。

ただし、各編の予防対策の実施にあたっては、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体等との連携・協力関係の整備・充実等）に努めるものとする。

第3節 災害応急対策

各編の災害応急対策の定めるところによる。

ただし、複合災害時においては、各編の災害応急対策の実施にあたり以下の点に留意するものとする。

【災害応急対策実施にあたっての基本的考え方】

複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、市その他の防災関係機関は、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策にあたることを基本とする。

災害応急対策の実施にあたっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展にかんがみ、災害応急対策の実施について、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とする。

ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に県、市その他の防災関係機関は情報収集及び情報共有に努めるものとする。